

世帯と人口  
2月1日現在

人口	292,622 (-272)	前月比
男	144,778 (-167)	
女	147,844 (-105)	
世帯数	130,257 (-31)	

(住民基本台帳による)

# としま

発行 東京都豊島区 千 170 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ (981) 1111 編集 企画部広報課

広聴電話

981 1133

この電話は夜間・休日でも利用できます。

## 満一歳になった

# 豊島区の公害補償

被認定者は 536 名



「排気ガスが公害病の最大の原因」

豊島区が公害健康被害補償法の政令指定地域に指定されてから、もう一年が過ぎました。

この一年間に豊島区が「公害健康被害者」として認定した人の数は、五三七名でした。認定後に死亡した人が二名、認定を受けて他の指定区へ転出した人が四名、他の指定区で認定されて豊島区に転入した人が五名おりましたから、昨年十二月末現在豊島区の公害健康被害者(被認定者)数は、五三六名となっております。

被認定者の 6 割は 15 歳未満

被認定者 536 名のうち、15 歳未満の人は 317 名で、全体の約 59% を占めています。

小児ぜん息は、適切な治療を行えば、成長するにつれて大半は治るといわれており、グラフでみても 14 歳から少なくなっています。しかし、精神的にも肉体的にも微妙な困窮や小学生に、こんなに多くの被害者がいるというところは、大きな問題といえましょう。

### 65 歳以上は 73 名

15 歳以上の被認定者は 219 名ですが、グラフ 4 でみるように、高齢者の割合が大きくなっています。なかでも 65 歳以上の被害者は、82 歳を最高に 73 名で、33% にもなります。

さらに、これら高齢者の人の病状

は、一般的に重く、他の病気が加わっていることもあり、重症なものになっていることが多いようです。入院治療中の人が多いのも、この年齢の人たちに集中しています。

子どもやお年寄りなどの体力的に弱い年齢層に集中していることが、公害病一年間の特色でした。

### 一級の人は 14 名

豊島区の場合、認定と同時に、病気の重さ(障害の程度)が決まっています。これは病気の重い順に、特級、一級、二級、三級、級外の 5 段階があり、これのどれにあたるかは、審査会で医学的な

## 「ご近所のお年寄りにも」 教えてあげてください

公害病にかかっていながら、まだ手続きをしていない人は、認定までちょっと日数はかかりますが、すぐに手続きをしてください。

お年寄りの方で、「どうもお役所の世話になるのは……」といわれる人がよくおられます。この制度は、役所が世話をするなどという一方的なものではありません。公害によって健康を害されたと思われる人が受けた損害を補償するというものです。

認定の申請ができる人は、大いにこの制度を活用してください。おとなりのおじいちゃん、おばあちゃんにも、ぜひ教えてあげてください。

お申込み、お問い合わせは、衛生部管理課 公害補償係(内線 2525)までどうぞ。

## あなたの声を区政に

### 区政モニター募集

健康で明るい街づくりのために豊島区では、福祉、環境、公衆衛生、土木、教育など、いろいろな仕事を行っています。

これらの仕事をよりよく進めていくために、区民のみなさんのご意見、ご要望をお聴きして、それを区政に活用していきたいと考えています。

そこで、区政について意見や考えを述べていただく「区政モニター」を募集します。

①「モニターアンケート」への回答(年 5 回程度) ②区政全般についての情報、意見、要望などの他、区で依頼する広聴業務への協力などです。

募集人員 40 名

①任期 昭和52年4月～昭和53年3月 応募できる方

次の三つの条件を満たす方

①満20歳以上で、豊島区内に引き続き6か月以上居住していること

②豊島区の住民基本台帳に記録されていること

③都および区内各市区町村の公務員でないこと

④謝礼 年額一万円(予定)

⑤申込受付期間 昭和52年3月25日(金)

⑥提出書類

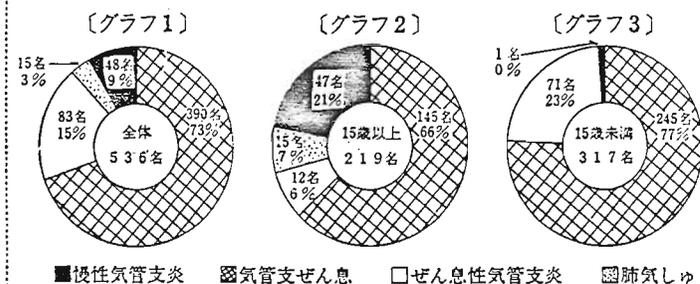
⑦区政モニター申込書 ⑧簡単な応募作文(区政について思うこと)

⑨モニター申込書の請求 区役所(広報課、庁舎案内所、区民相談室)、各出張所で直接受け取るか、または電話で広報課に請求してください。

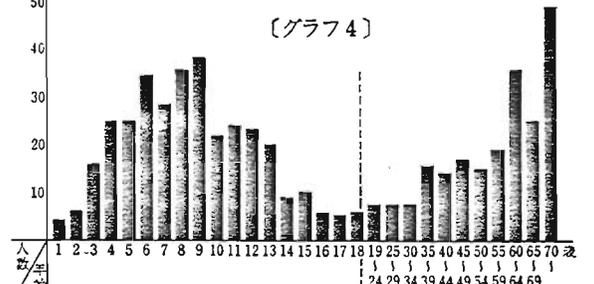
⑩選考 地域別、年齢別、性別、職業別などを考慮のうえ選考し、結果は直接本人にお知らせします。

⑪申込・連絡先 千170豊島区東池袋1-18-1 豊島区役所 企画部広報課 電話(981)1111 内線 2142

疾病別被認定者数(昭.51.12.31現在)



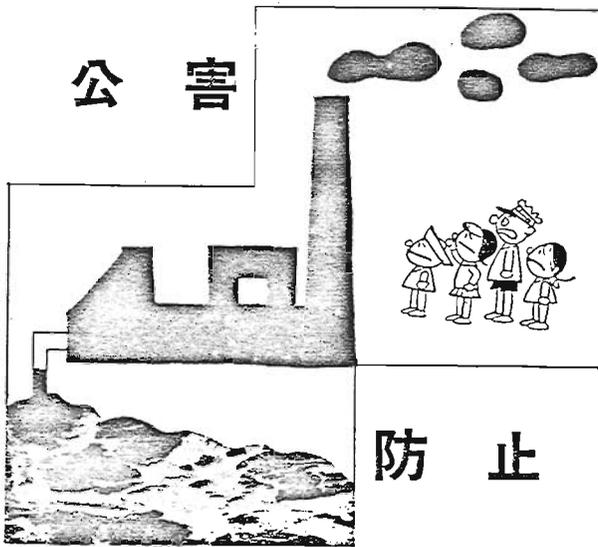
年齢別被認定者数(昭.51.12.31現在)



# 公害を未然に防止 するために

## 「工場」―認可 「指定作業所」―届出 が必要ですよ

東京都公害防止条例では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公害を防止し、市民が健康で快適な生活を営める環境にする目的で、公害発生源に対していろいろな規制を行っています。条例では、「工場」については認可制度を、「指定作業場」については届出制度を規定して、公害を未然に防止することとしています。今回はこの点について紹介いたします。



## 土地区画整理審議会委員選挙 立候補届出受付中

来る3月13日(日)執行の池袋二丁目付近土地区画整理審議会委員選挙の立候補届出は

3月3日(木)午後5時までです

【受付場所】  
豊島区選挙管理委員会事務局  
第一ビル  
(内線3531~3)

―お知らせ―

2月14日開催の立候補予定者説明会の出席者全員は、明るい選挙実現のために、次のことを申し合わせました。

①選挙運動の期間・時間・期間は立候補届出後から投票日前日まで

### ○工場に対する規制

工場とは、物品の製造、加工を行う一定規模以上のもの(モーター出力合計が二・二KW以上のもの、モーター出力数の合計が〇・七五KW以上の場合の印刷、製本業等)と特定の作業を行うもの(金属の溶接、切断等)を条例で工場として扱い、事業者が工場を設置しようとする時は、あらかじめ区長に工場設置認可申請書を提出し認可を受けなければならないことになっております。この申請書は、建物の状況や公害防止の方法を記載し、ばい煙、騒音、振動等の規制基準を満足すると認められる場合のみ認可されます。また、その工事が完成した時には完成届を提出し認定を受けなければならないとされています。また、認可されている工場でも作業の種類を変えたり、機械を増設する場合も、変更認可の手続きが必要です。

### ○指定作業場に対する規制

指定作業場とは、工場以外の事業場のうち特に公害発生のおそれのあるものを条例で指定するものです。その主なものは、自動車駐車場(収容能力二十台以上のもの)、ガソリンスタンド、洗たく施設を有する事業場等です。指定作業場を設置(変更)しようとする事業者は、あらかじめ区長に指定作業場設置(変更)届を提出し規制基準を満足させなければならないことになっております。

### ―ご注意ください―

3月初旬から西池袋2丁目から南池袋2丁目間、電力地中線用の管線新設工事のための圧気工法による地中掘削工事が、東京電力側により行われます。

### 西池袋2-37、第一立坑から工事

西池袋2-37、第一立坑から工事を進めて、ビックリガード通りの地下を掘削して、南池袋1-16地点から「沿道」を横断し、南池袋2-15から東通りの第一立坑(昭和53年2月頃)を通過し、南池袋2-19を左折して、理容学校通りの南池袋2-49、第三立坑に接続します。工事区間は約1キロメートルです。

### 西池袋2-19を左折して、理容学校通り

西池袋2-19を左折して、理容学校通りの南池袋2-49、第三立坑に接続します。工事区間は約1キロメートルです。

### 西池袋2-49、第三立坑

西池袋2-49、第三立坑に接続します。工事区間は約1キロメートルです。

### 西池袋2-15から東通り

西池袋2-15から東通りの第一立坑(昭和53年2月頃)を通過し、南池袋2-19を左折して、理容学校通りの南池袋2-49、第三立坑に接続します。工事区間は約1キロメートルです。



(3月)児童館だより

西池袋児童館 346-7665  
▽12日午後10時20分合同卓球大会  
「レモン」出演▽合同卓球大会の子選26日2時34年生の部・28日2時56年生・中学生の部申込7/23日▽2日2時「母と子の消防」消防についてのお話やマンガ映画上演  
▽池袋児童館 342-4992  
▽2日2時半「ひなまつり」▽9日2時半「伝承あそび」紙でつづ

### 建築法規の解説

○災害の防止について  
①落下物に対する防護  
最近では、建築物を道路や隣地境界線に接近して建てる方が多くなり、近隣に迷惑を及ぼす場合も増えてきました。工事中の高い所から、残材、ゴミその他飛散するおそれのあるものを投下する場合には、ネットシートを用いる等の措置をとる必要があります。また、除却工事、屋根及び外壁の工事等をする場合には、十分な強度の鉄網や帆布(シート)等で、突き間の出来ないように、しっかりとおいをして、落下物による事故を防ぐようにし、一般の通行人や近隣の人々に迷惑をかけないように

▽12日「かぶと虫クラブ」(宇電保育園)お楽しみ会▽26日「誕生日だより」児童館2「オープンして2年になりました」お楽しみ会「劇団こぐま座」の腹話術やゲームもあるよ場所はプレイヤード※子ども市に使う不用のおもちゃ、本等があったら児童館までくわしくはポスターをみてね  
▽高松児童館 347-7420  
▽5日9日3時「卓球講座」先生が指導します▽2月28日3月12日毎日2時「高松卓球大会」君のウデマニは?▽木曜日の日▽火金曜レコードの日  
▽西栗児童館 345-2301  
▽1/3日「おひなさまをつくらう」▽3日3時合同卓球大会の子選▽12日2時半「母と子の火災予防教室」11番の電話のかけかたロボットくんもきます▽16日3時「子ども映画会」▽27日「スケッチ・ハイキング」森林公園小学1年以上40名7日から申込受付  
⑧児童館合同卓球大会  
30日午前9時東池袋体育館、それぞれの児童館で予選がひらかれます。たくさんのお友達参加してね!

区立小学校の通学区域を一部改正いたしました

昨年9月から審議をすすめて、ました区立小学校通学区域修正審議会は、その第一次答申を区教育委員会に行いました。

区教育委員会では、この答申を受けて、1月29日の臨時会で、審議した結果、答申(左表)のとおり小学校通学区域の一部を改正いたしました。

地帯明細

Table with columns for location (地帯), current district (現在), and corrected district (改正後). It lists specific address ranges for various elementary schools.

保健所だより

出張健康相談にどうぞ

お母さんと乳幼児の健康を守るために、保健所の保健婦が出張して「母子健康相談」をひらきます。

母子健康相談

3月11日 1時半～3時

3月

保健所カレンダー

(受付時間) 午前9:00-10:30 午後1:00-2:30

Calendar table for March with columns for event name (事業名), date (曜日), and time (時間). It lists various health checkups and consultations.

★赤ちゃんが生まれたら「出生通知書」を必ず保健所へ……。

をはじめ内臓の機能が低下して、身体の抵抗力が弱まってしまう。また、妊婦の方の場合は、生まれてくる赤ちゃんにも、悪影響があるといわれています。

長崎保健所では、貧血予防のために医師、栄養士、保健婦のお話と皆様からのご相談に応じます。

日時：3月11日 午後1～3時 場所：長崎保健所

費用：無料

お産の費用に

お産をひかえて、経済的に出産費用を負担できない方のために費用の全部、または一部を援助する入院助産制度があります。

前年分の所得税が九千六百円以下の世帯です。その他事情のある方は福祉事務所へご相談ください。

貧血の方の講習会

貧血の方は、放っておくと心臓病になりますので福祉事務所へご相談ください。

職業自立を遂げる

訓練期間と科目

一部用技能開発学院

訓練生募集

この学院は、身体の不自由な方が最新印刷技術を習得して、働きたい収入を得て、印刷技術者として自立することを目的とした訓練施設です。

入所資格

年齢15歳以上(おおむね40歳未満)で身体障害者手帳をお持ちの方。

新制中学校卒業または、これと同程度の学力を有する方。

入浴、食事、用便等の日常生活動作ができる方。

障害の程度が所定の訓練や生産活動に耐え得る程度で、将来、社会で活躍する意欲を有する方。

精神障害、伝染性疾患、訓練に支障ある内部疾患、精神薄弱、色盲でない方。

竹岡養護学園

入園児童募集

本園は、虚弱、ぜんそく、偏食、肥満などの児童を対象として、健康教育を積極的に推進し、区内小学校と同じように楽しく学習するところ。退園後は、もとの小学校に復帰します。

現在、4月11日から15日までの昭和52年度前期入園の児童を募集しています。お子さんのために、進んでご利用されますようご案内します。

入園できる児童は、区内小学校3～6年生(現在2～5年生)です。入園する期間は、前期が4月11日から8月10日まで、後期は、10月5日から3月7日(予定)までです。

入園手続きは、現在通学している学校を経由して、教育委員会に申込みをしてください。費用は、食費など1か月負担額が一万八千円程度です。

事務課保健給食係 (内線3441～2)まで。

『ご協力ありがとうございました』

51年医療未了すけあい募金に對しまして、みなさんから寄せられた募金は、八百六十九万六千七百六十六円でした。多くの方々からの善意に心か

住みよいまちづくり

みどりの銀行

区では「緑の銀行」を開設しています。この銀行は、区民のみならず、市内の建築などによって、樹木が不用となった場合、提供していただき、植樹を希望する方の申込みを受けて、区が仲介して、無料であせんするものです。

区内に現存するわずかな緑を守るためにご利用ください。

不用樹木の申込み

樹木を提供される方は、不用樹木登録申込書提出していただき、お電話でも電話でも構いません。

お急ぎの場合は、お電話でも構いません。

四季の豊島良き吉

シリーズ③

春の行事(その二)

春の彼岸

春分の日を中日として前後3日の7日間を春の彼岸という。

春分の日には彼岸の入り前日に各家の主婦が行う。墓参りはなるべく彼岸の入りに近い日に行う方がよいとされている。

彼岸明けの日に行くと、明けまで来られないほど忙しいという。

でもよいと伝説があるという。

墓には線香・シキビの葉・五目飯。おはぎなどを供えた。また五目飯やおはぎは仏壇にも供えられ近所同士でお互いに配りあった。

なお不幸があつてから初めての彼岸には親戚が集まったという。

雑祭

3月3日

3月3日は雛祭りといひ、女兒のいる家では赤飯を炊いて祝う。

雛祭り

雛祭りの当日は、返礼として菱餅・甘酒に雛飾を添えて贈った。

雛祭り

雛祭りの当日は、返礼として菱餅・甘酒に雛飾を添えて贈った。

雛祭り

雛祭りの当日は、返礼として菱餅・甘酒に雛飾を添えて贈った。

雛祭り

雛祭りの当日は、返礼として菱餅・甘酒に雛飾を添えて贈った。

雛祭り

雛祭りの当日は、返礼として菱餅・甘酒に雛飾を添えて贈った。

雛祭り

雛祭りの当日は、返礼として菱餅・甘酒に雛飾を添えて贈った。

